

- 2面 新宿シティーフマラソン
区内在住の方の先行申し込みは8月26日から
- 3面 東京都シルバーパスの一斉更新手続きを
- 8面 新宿クリエイターズ・フェスタ2015 9月6日まで開催中
マイナンバー制度 通知カードの受け取りのために



しんじゅくコール

☎03(3209)9999 ☎03(3209)9900
午前8時～午後10時(8/29(土)は休みます)

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

新宿区

臨時福祉給付金

新宿区

子育て世帯臨時特例給付金

◆申請書は対象となる方に、以下の日程で郵送でお届けします。

お手元に申請書が届いたら、下記申請受付期間中に申請してください。申請手続きから支給までの流れについては、2面を参照してください。

臨時福祉給付金

- 支給の対象 平成27年1月1日現在、新宿区に住民登録があり、27年度の特別区民税(均等割)が課税されない方(下表1参照)
※均等割が課税される方の扶養親族、生活保護を受給している方等は対象になりません(生活保護を受給している方等については、保護基準等の改定で消費税率の引き上げによる負担増に対応しています)。
- 支給額 1人につき**6,000円**
- ◆申請書は、**8月25日(火)**から順次発送します

表1 住民税が課税されない所得・収入の目安(参考)

給与所得者			公的年金受給者			
区分	所得額	26年中の給与収入の目安	区分	所得額	26年中の年金収入の目安	
単身	35万円	100万円	単身	65歳以上	35万円	155万円
夫婦(1)	91万円	156万円		65歳未満	35万円	105万円
夫婦子1人(2)	126万円	205万9,000円	夫婦(1)	65歳以上	91万円	211万円
夫婦子2人(3)	161万円	255万9,000円		65歳未満	91万円	171万3,000円

※()は扶養親族等の人数

子育て世帯臨時特例給付金

- 支給の対象 平成27年5月31日現在、新宿区に住民登録があり、27年6月分の児童手当(特例給付を除く)を受給する方
※平成26年中の所得が下表2の所得制限額を超える方(児童手当の特例給付を受給する方)は、子育て世帯臨時特例給付金の対象になりません。
- 支給額 対象児童1人につき**3,000円**
- ◆申請書は、27年6月分～9月分の児童手当を受給する方への受給決定通知発送後、**9月24日(木)**から順次発送します

表2 児童手当の所得制限額

扶養親族等の人数	所得制限額	26年中の給与収入の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円

★区内在住の公務員の方で27年6月分の児童手当を受給する方は、勤務先から児童手当受給状況を証明した申請書が交付されます。9月25日(金)以降に臨時福祉給付金等対策室へ申請してください。

※以降扶養親族等が1人増えるごとに38万円を所得制限額に加算

どちらの要件にも該当する方は2つの給付金を受け取ることができます

申請受付期間

臨時福祉給付金

8月26日(水)～28年2月25日(木)

子育て世帯臨時特例給付金

9月25日(金)～28年2月25日(木)

申請書がお手元に届いたら、必要事項を記入し、添付書類とともに返信用封筒で返送してください。直接お持ちいただく場合は、臨時福祉給付金等対策室(本庁舎6階)で受け付けます。また、特別出張所では、申請書の提出等を臨時福祉給付金等対策室に取り次いでいます。

8月26日(水)～10月23日(金)は、区役所第1分庁舎1階ロビーに設置する受付窓口でも受け付けます。(土・日曜日、祝日等は除く)



給付を装った「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」には十分ご注意ください

新宿区から区民の皆さんに直接、臨時福祉給付金などに関する電話や訪問をすることはありません。

申請手続きなどのお問い合わせは 新宿区臨時福祉給付金等 専用コールセンター

☎0120(78)9292 (無料)

【開設期間】28年2月29日(月)まで(土・日曜日、祝日等は休み)

※9月27日(日)までの土・日曜日、祝日等は、お問い合わせにお答えします。

【受付時間】午前9時～午後5時(火曜日は午後7時まで)

コールセンターでは給付金の制度、申請方法、申請書や支給決定通知書の発送状況について、オペレーターがご案内します。

「私は住民税が課税されているか」「実際に給付金の対象になるか」など個別の内容は、臨時福祉給付金等対策室にお問い合わせください。

【給付金事業の担当】

新宿区臨時福祉給付金等対策室

〒160-8484 歌舞伎町1-4-1、本庁舎6階

☎(5273)4351 ☎(5273)4366